

第22期第28回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年3月14日（木） 14：00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

資料1

(2) 宗像地区におけるまき網漁業の4月操業について（協議）

資料2

(3) かます流しさし網漁業の許可方針について（協議）

資料3

(4) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（報告）

資料4

(5) 第22期第4回響灘連合海区漁業調整委員会について（報告）

資料5

(6) 第43回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）

資料6

(7) その他

資料7

5水第1926号

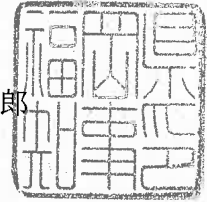
令和6年3月13日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という)第16条第1項で、都道府県知事は都道府県資源管理方針に即して、国から定められた都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

今般、「くろまぐろ(小型魚)」の令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更されることを受け、知事管理漁獲可能量の変更を行いたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



特定水産資源の知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・ 知事は、福岡県資源管理方針に即し、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・ 今般、令和5管理年度「くろまぐろ（小型魚）」の都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を変更する必要がある。
- ・ このため、水産庁からの通知があり次第、知事管理漁獲可能量を変更することについて、法第16条第2項の規定*に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。

※法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようと（変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない）。

【知事管理漁獲可能量の変更について】

- ・ 福岡県資源管理方針で、「くろまぐろ（小型魚）」の都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分基準を下記のとおりとしている。

○都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分基準

くろまぐろ（小型魚）：全量を福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分に配分

- ・ 「くろまぐろ（小型魚）」については、現在、都道府県別漁獲可能量が20.3トンであり、その全量を福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分に配分していたが、今回、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の1.5トンを譲渡し、18.8トンとすることで協議が調ったため、福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分を18.8トンに変更するもの。
- ・ なお、漁獲量が都道府県漁獲可能量の8割以上を達成すれば、翌管理年度に追加配分が得られるため、現在の漁獲量が15.3トンであることから、都道府県漁獲可能量を18.8トンとした

表 本県で変更しようとする都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量

特定水産資源	令和5管理年度	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量	
			知事管理区分	配分数量
くろまぐろ （小型魚）	4/1～3/31	<u>18.8トン</u>	福岡県くろまぐろ （小型魚）知事管理区分	<u>18.8トン</u>

下線部：今回諮問事項

【別紙】

- ・ 資料 1-2 知事管理漁獲可能量に係る告示案
- ・ 資料 1-3 都道府県別漁獲可能量の変更の通知
- ・ 資料 1-4 福岡県資源管理方針（抜粋）

5 水管第 3315 号
令和 6 年 3 月 7 日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知します。

記

(表) くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (福岡県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	20.3 トン	18.8 トン
くろまぐろ (大型魚)	8.7 トン	8.7 トン

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

要 望 書

平素より、宗像地域の漁業振興につきましては、多大なご尽力を賜ると共に格段のご指導・ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

◎ 現状と経緯

宗像漁協にはまき網が5統あり、総水揚高の38%超を占める漁協の基幹産業であります。しかし、近年、円安による燃油の高騰など経費増加で、まき網の経営は厳しいものになっているのが現状です。そうした中、28年度より8年間試験操業を実施させて頂き本当にありがとうございました。本年度は漁獲量、水揚高ともに増加致しました。しかし、この先、経済情勢の不透明感は続いており、船を下りる者も増加し、まき網の存続さえも危惧するところです。

このような状況でありますので、今後も協業化を進め経費の削減に努めることを考えております。まき網が一ヶ統でも減少にあると、手数料の減少・燃油の使用量、氷販売量の低下による利益の減少等で、組合経営にも大きな打撃を与えます。地域性もあるのですが、漁村の漁業人口も減少する一方で、漁業種類の転換により、雑かご漁業・刺網漁業・釣漁業による漁場利用はむしろ増しており、より漁場がせまくなった感があります。また、大中まき網漁業は周年操業で、特に、1月～4月は魚群の反応があれば3m波高でも操業できることから(アジ・サバ等)を大量に漁獲していることを耳にします。福岡県まき網協議会では、資源管理計画を策定し資源管理に務めていますが、その効果も大中まき網の漁獲によって薄まっていると思われれます。過去にも、大中型まき網の違反操業に対して抗議や陳情等を行った経緯もあり、その操業を抑止する意味でも再度の試験操業をお願いすることといたしました。

このため、宗像漁協といたしましては、まき網経営の改善、ひいては漁協経営の安定、漁場秩序の維持を目的として、また、今後の円滑な操業のため、取り組む必要があると判断いたしました。

そこで、下記のとおり4月の試験操業の延長許可を要望いたしますので、漁業者の窮状をお察しいただき、特段のご高配のほどよろしく願いいたします。

なお、試験操業の延長については、別紙のとおり関係漁協の同意も得られておりますことを申しそえます。

記

◎ 要望内容

条件内容	要 望	備 考
延長操業期間	4月15日～30日	令和6年度試験操業(毎年、関係地区の同意を得て操業)
延長期間の操業区域	距岸8マイル・沖ノ島 8マイル以遠	4月の間は左記の区域(大中まき網操業区域と同じ。別紙参照)

筑前海区漁業調整委員会

会 長 富 重 信 一 殿

令和6年2月26日

宗 像 漁 業 協 同 組 合
代 表 理 事 組 合 長 八 尋 時 男



宗像漁業協同組合 まき網水揚表

令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
鐘崎本所	数量(kg)	37,121	150,495	657,775	320,130	395,907	499,516	197,478	103,590	2,952,286
	金額(円)	5,517,720	46,117,836	92,350,044	55,871,143	60,723,140	127,213,931	37,084,986	24,457,812	524,242,567
大島支所	数量(kg)	24,787	122,070	268,166	131,907	181,755	275,674	81,970	36,786	1,350,448
	金額(円)	3,983,248	28,652,940	37,785,596	25,065,190	34,045,882	69,413,252	21,366,292	15,017,879	271,688,463
合計	数量(kg)	61,908	272,565	925,941	452,037	577,661	775,190	279,448	140,376	4,302,733
	金額(円)	9,500,968	74,770,776	130,135,640	80,936,333	94,769,022	196,627,183	58,451,278	39,475,691	795,931,030
	数量比率(%)	1.4	6.3	21.5	10.5	13.4	18.0	6.5	3.3	100.0
	金額比率(%)	1.2	9.4	16.4	10.2	11.9	24.7	7.3	5.0	100.0

令和4年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
鐘崎本所	数量(kg)	27,900	230,429	440,681	345,852	312,444	669,988	570,723	133,474	2,953,837
	金額(円)	6,212,181	80,062,434	93,199,863	78,884,910	65,585,052	165,699,805	135,031,179	62,705,810	761,548,938
大島支所	数量(kg)	24,060	266,123	111,939	103,394	87,110	307,193	228,008	71,113	1,261,362
	金額(円)	4,165,236	62,430,342	29,166,850	44,219,546	33,095,133	92,924,900	68,116,857	41,935,776	402,303,054
合計	数量(kg)	51,960	496,552	552,620	449,246	399,554	977,181	798,731	204,587	4,215,199
	金額(円)	10,377,417	142,492,776	122,366,713	123,104,456	98,680,185	258,624,705	203,148,036	104,641,586	1,163,851,992
	数量比率(%)	1.2	11.8	13.1	10.7	9.5	23.2	18.9	4.9	100.0
	金額比率(%)	0.9	12.2	10.5	10.6	8.5	22.2	17.5	9.0	100.0

令和5年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
鐘崎本所	数量(kg)	92,253	844,483	531,165	234,739	651,888	464,774	395,984	122,371	3,809,445
	金額(円)	13,346,358	128,586,660	102,648,998	62,014,739	151,076,232	127,491,344	122,081,747	30,334,158	852,713,960
大島支所	数量(kg)	116,430	523,545	157,980	125,315	266,476	161,551	85,199	38,144	1,749,856
	金額(円)	15,370,194	77,893,356	36,726,732	45,547,178	94,825,328	59,213,884	46,193,555	13,875,278	475,689,583
合計	数量(kg)	208,683	1,368,028	689,144	360,055	918,364	626,325	481,183	160,515	5,559,301
	金額(円)	28,716,552	206,480,016	139,375,730	107,561,917	245,901,560	186,705,228	168,275,302	44,209,436	1,328,403,543
	数量比率(%)	3.8	24.6	12.4	6.5	16.5	11.3	8.7	2.9	100.0
	金額比率(%)	2.2	15.5	10.5	8.1	18.5	14.1	12.7	3.3	100.0

あじ・さばまき網漁業（4月操業）許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
宗像地区 (鐘崎、大島)	5	宗像市

(2) 船舶の総トン数

網船は15トン未満とする。

(3) 操業区域

筑前海区海面

(4) 漁業時期

4月15日から4月30日まで

(5) 漁業を営む者の資格

(1)に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

過去3年間において操業実績のあった者（5～12月操業含む。）。

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

- (1) 最大高潮時海岸線から8海里以内の海域においては操業してはならない。
- (2) 日の出から日没までの間は操業してはならない。
- (3) まき網漁業の付属船は、知事の認可を受けた船舶以外を使用してはならない。
- (4) まき網漁業に使用する漁船には、1漁船につき集魚灯に使用する電球10キロワットをこえる電気設備をしてはならない。
- (5) まき網漁業には、1統につき網船を含み3隻をこえる灯船を使用してはならない。
- (6) なまこを採捕してはならない。

4 休業届

やむを得ず漁業を休業する場合は、様式第1号により休業届を提出するものとする。

5 申請書の添付書類等

許可申請者は、本漁業に使用する付属船（灯船，魚探船，運搬船）に関し、別に定める「あじ・さばまき網漁業に係る付属船の認可要領」により必要書類を提出するものとする。

6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、翌月の末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和5年12月14日から施行する。

(様式第1号)

あじ・さばまき網漁業休業届

年 月 日

福岡県知事

殿

住所

氏名

下記理由により〇〇年度はあじ・さばまき網漁業を休業しますので届出します。

記

休業の理由

--

あじ・さばまき網漁業に係る付属船の認可要領

あじ・さばまき網漁業は、許可船（網船）及び付属船によって構成される「船団」によって操業される。当漁業に使用する付属船の認可については、この要領により処理するものとする。

1 付属船の種類（使用区分）

付属船の種類は、灯船，魚探船，運搬船とし、その使用区分の重複は認めるが、使用区分に記載されていない業務を行ってはならない。

2 付属船の認可基準

(1) 付属船の認可隻数は、6隻を上限とする。漁業協同組合経営のまき網に限り9隻を上限とするが、実際の操業に使用できるのは認可された内の6隻以内とする。

(2) 付属船は、福岡県の漁船登録を受けた総トン数20トン未満の船舶でなければならない。また、1船団当りの付属船の合計総トン数は100トン未満でなければならない。

3 船団の構成

船団の構成は、原則として同一漁業協同組合内に限る。ただし、経営の合理化等やむを得ない理由により船団の構成が他組合にまたがる場合は、筑前海区漁業調整委員会と協議の上処理する。

4 認可申請書類について

まき網漁業の許可申請者は、申請時にあじ・さばまき網漁業付属船認可申請書（様式第1号）を添付しなければならない。

付属船の変更が生じたときは、あじ・さばまき網漁業に使用する付属船変更認可申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

5 まき網漁業付属船認可証

認可した付属船については、様式第3号により申請者に対し認可証を交付する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

(様式第1号)

あじ・さばまき網漁業付属船認可申請書

年 月 日

福岡県知事

殿

住所

氏名

あじ・さばまき網船
さいますようお願いします。

丸に係る付属船として下記船舶を使用したいので認可下

記

使用区分	船名	漁船登録番号	総トン数	馬力数	使用者氏名
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	

(様式第2号)

あじ・さばまき網漁業付属船変更認可申請書

年 月 日

福岡県知事

殿

住所

氏名

あじ・さばまき網船 丸に係る付属船について下記のとおり船舶を変更したいので認可下さいますようお願いいたします。

記

1 使用船舶

	変更前	変更後
使用区分		
船名	丸	丸
漁船登録番号	FO -	FO -
総トン数	トン	トン
馬力数	馬力	馬力
使用者氏名		

2 変更理由

(様式第3号)

あじ・さばまき網漁業付属船認可証

あじ・さばまき網船 丸（許可番号 ）に係る付属船については下記のとおり認可します。

記

使用区分	船名	漁船登録番号	総トン数	馬力数	使用者氏名
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	
	丸	FO -	トン	馬力	

年 月 日

福岡県知事

かます流しさし網漁業の許可について

漁業管理課

1. 経過

R5.12.19 福岡市漁協より「かますを目的とした流しさし網漁業の許可について」要望書提出（別紙1）

要望内容

操業区域：博多湾口、筑共第8号共同漁業権漁場

筑共第9号共同漁業権漁場のうち博多湾口部分

漁業時期：7月1日から10月31日まで

操業時間：日の出1時間から日没まで

操業隻数：57隻（西浦、唐泊、玄界島、姪浜、箱崎、奈多、志賀島、弘）

操業内容：小型底びき網、さわら曳き縄を優先
網の上手、下手に灯浮標設置

R5.12～R6.1 市漁協関係支所ヒアリング

2. 県の対応

- ・日の出前に魚群を形成するカマス資源の有効利用、適正操業を図るため「かます流しさし網」漁業の許可を新設。
- ・別紙2をもとに関係漁協、関係団体に意見聴取し、特段意見なし。
- ・別紙3のとおり、許可方針（案）を作成。
- ・許可証交付時、関係漁協等に「かます流しさし網」漁業の開始を周知。

3. 今後のスケジュール（見込み）

令和6年3月	許可方針協議（漁調委） ← 今回
令和6年4月	許可の制限措置・申請期間諮問（漁調委）
令和6年5月	申請期間
令和6年6月	審査・許可証交付
令和6年7月1日	操業開始

かます流し刺し網漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
福岡地区	57	福岡市

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

7月1日から10月31日まで

(4) 漁業を営む者の資格

(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次の各号に該当する者とする。

- 一 きす流しさし網漁業の許可を受有している者
- 二 筑共第8号共同漁業権漁場を操業する者にあつては、博多湾管理委員会の同意を得ている者
- 三 筑共第9号共同漁業権漁場を操業する者にあつては、筑共第9号漁業権管理委員会の同意を得ている者

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

(1) 次の各号に掲げる海域においては操業してはならない。

- 一 福岡市東区大字勝馬の志賀海神社沖津宮（通称、明神）の山頂（以下、「A点」という。）と玄界島港第1号防波堤灯台（以下、B点）を通る直線以北の海域
- 二 福岡市西区西浦岬灯台を基点とした真北線及び真南線以西の海域
- 三 筑共第3号及び筑共第6号共同漁業権漁場
- 四 筑共第8号共同漁業権漁場除外区域

五 筑共第9号共同漁業権漁場のうち、次のイ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ直線並びにニ及びイの間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域以外の海域

基点第13号 叶鼻（福岡市東区大字志賀島）西南端に設置した標柱

基点第14号 明神鼻（福岡市東区大字勝馬）に設置した標識

イ A点

ロ 基点第13号から真方位233度10分1,480メートルの点と基点第14号から真方位299度10分3,400メートルの点を結んだ線と、A点とB点を結ぶ線の交点

ハ 基点第13号から真方位233度10分1,480メートルの点

ニ 基点第13号

六 区画漁業権漁場（当該区画漁業権免許上の漁業時期に限る。）

七 筑共第8号共同漁業権漁場（博多湾管理委員会の同意がない場合）

八 五に掲げる海域以外の筑共第9号共同漁業権漁場（筑共第9号漁業権管理委員会の同意がない場合）

(2) 1隻が1回の操業で使用する網漁具の量は、2統以下でなければならない。

(3) 使用する網漁具1統当りの総延長は、浮子方で250メートル以内でなければならない。

(4) 1隻が1日の操業で網を入れる回数は網1統につき1回でなければならない。

(5) 網目は、9節より荒目のものを使用してはならない。

(6) 網丈は2メートルを超えてはならない。

(7) 午前9時から日の出1時間前までは操業してはならない。

(8) 操業中は、漁具の両端に灯浮標を付けなければならない。

(9) 7月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。

4 操業上の注意事項（許可証に注記）

- ・ 原則として、網を入れてから1時間以内で網を揚げること。
- ・ 原則として、灯浮標には上手側に赤白、下手側に青白が点灯するものを付けること。
- ・ 網を入れてから網を揚げるまでの間、当該海域にて使用船舶の回転灯を点灯させたうえで待機すること。

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

6 その他申請に必要な書類

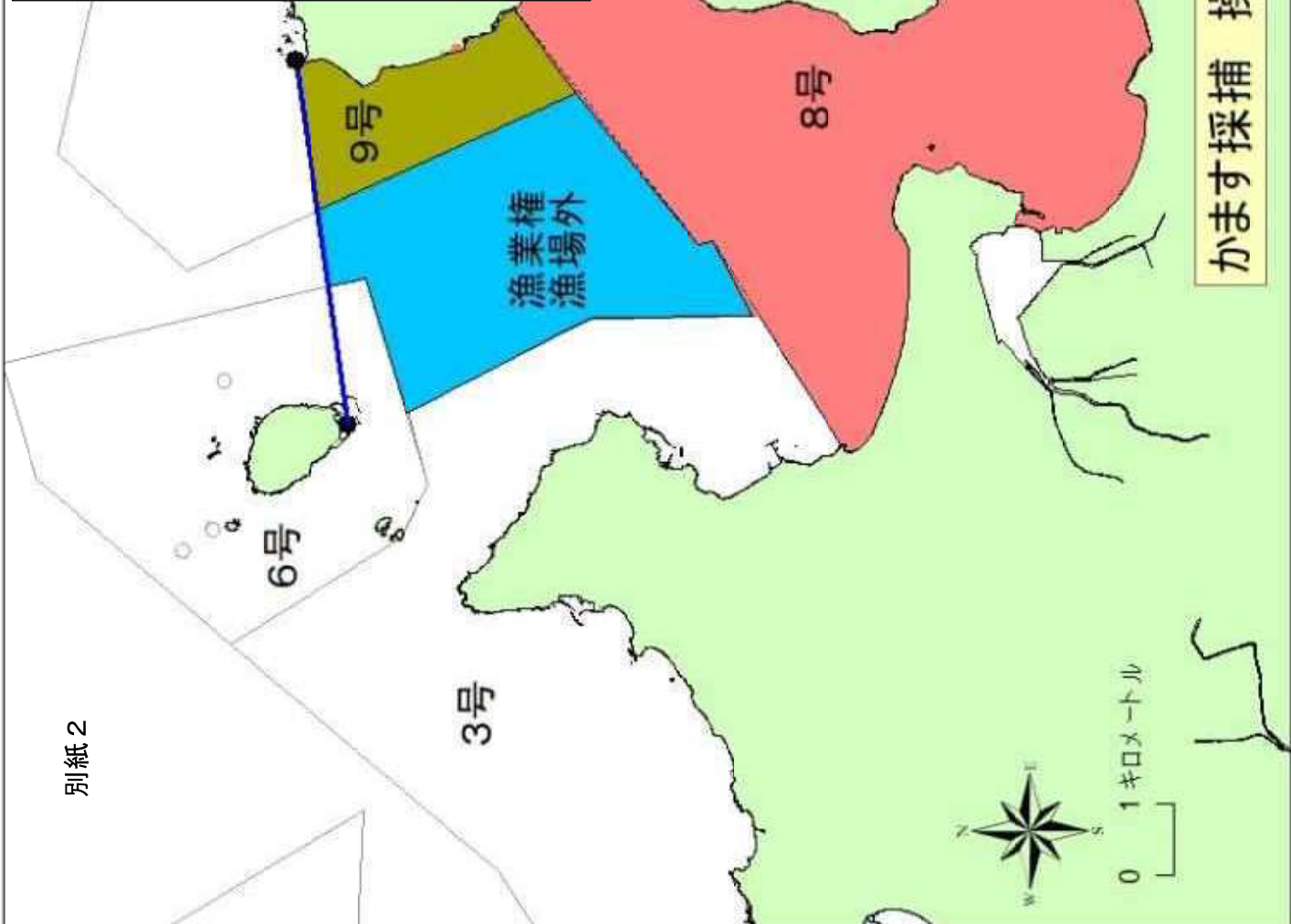
- ・ 博多湾管理委員会の同意書（筑共第8号共同漁業権漁場で操業する場合）
- ・ 筑共第9号漁業権管理委員会の同意書（筑共第9号共同漁業権漁場で操業する場合）

附 則

この許可方針は令和6年 月 日から施行する。

かますを採捕する流しさし網許可方針案 (R6.1.18現在)

許可対象：福岡市漁協所属組合員
 (き7月1日～10月31日) 受有者に限定)
 許可枠：5隻の出1時間の長さ250メートル×2統
 操作時間：日の網の文合業回数1日あたり1回
 操作器具：網の網目操作両端に釣り、小底優先
 漁：漁具の網目操作両端に釣り、小底優先
 参考：釣り、小底優先
 (福岡市漁協釣部会、小底部会調整済)



かます採捕 操業区域案

令和5年12月19日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡市漁業協同組合
代表理事組合長 藤野 秀司



カマスを目的とした流し刺し網漁業の許可について（要望）

筑前海区沿岸漁業の振興並びに調整に関しましては、平素より多大なるご尽力を賜っておりますことと、併せて当組合に対しましても格段のご指導・ご高配を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

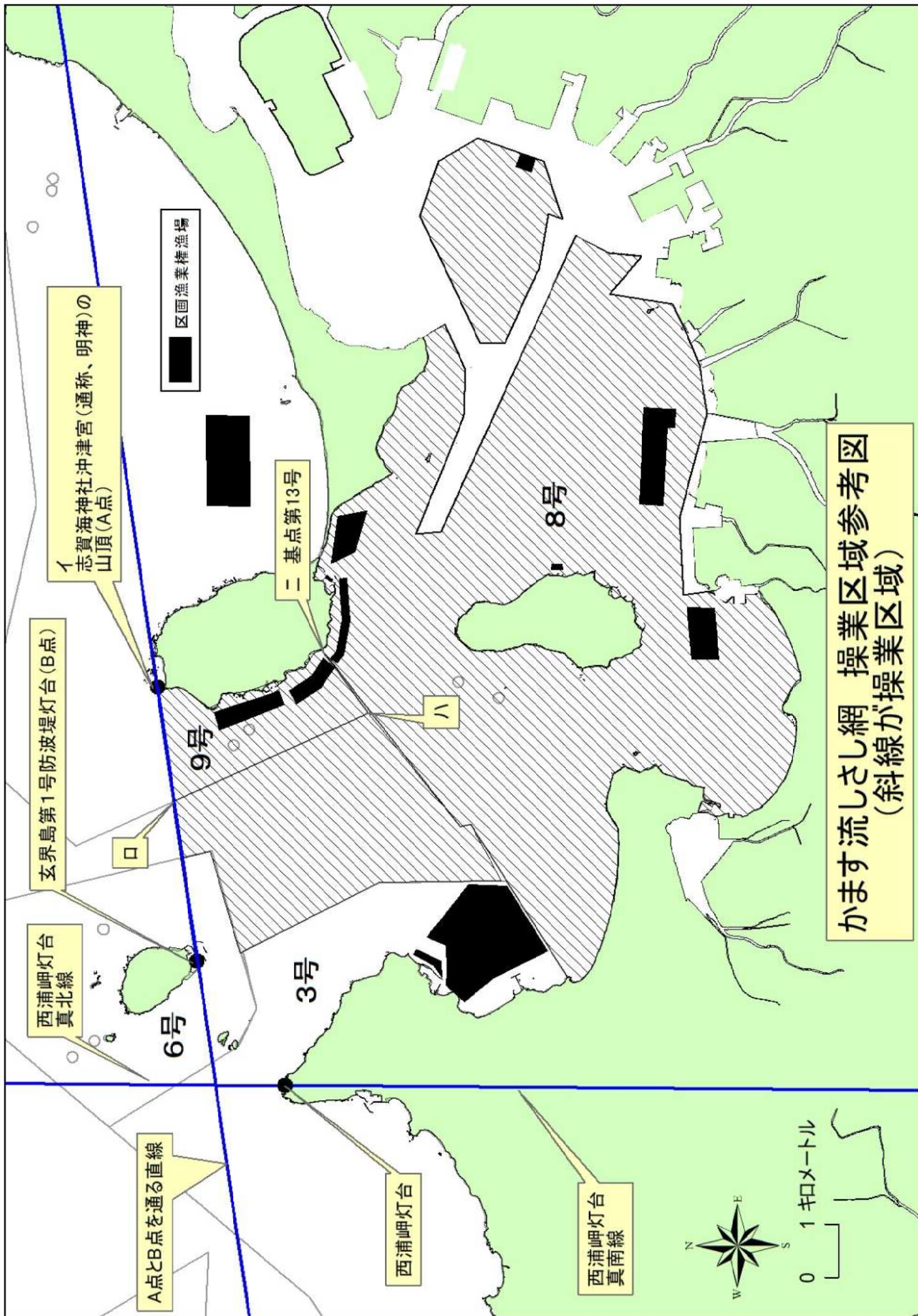
さて、当組合では多くの組合員が、各種流し刺し網漁業の許可を頂き操業しているところであります。近年、6月以降に、日の出前に博多湾内外でカマスの群れの来遊が確認されておりますが、カマスは日の出前に大きな群れを形成し、日の出とともに分散する性質があります。一方、現在の流し刺し網の許可では、カマスを目的とした日の出前操業が認められておらず、組合員より一定の漁獲を得られる好機を逃しているとの意見も出ております。一部、きす流し刺し網で混獲されますが、同漁業種類は日の出後の操業に限られるため、漁獲量も限定されております。そこで、組合員から流し刺し網によるカマスの採捕について要望がなされております。

つきましては、水産物の安定供給、漁業経営の基盤強化を図るため、下記のとおり、カマス資源に配慮し、漁場や操業時間を限定した内容での操業を要望いたしますので、各段のご配慮をいただきますよう、何卒、お願いいたします。なお、漁場が競合する小型底びき網漁業者や釣り漁業者からは、流し刺し網漁業側が操業を調整することで一定の理解が得られていることを申し添えます。

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 漁業の名称 | 流し刺し網漁業 |
| 2. 操業区域 | 博多湾口、筑共第8号共同漁業権漁場、筑共第9号共同漁業権漁場 |
| 3. 漁業時期 | 7月1日から10月31日まで |
| 4. 操業時間 | 日の出の1時間前から日没まで |
| 5. 操業隻数 | 西浦支所、唐泊支所、玄界島支所、姪浜支所
箱崎支所、奈多支所、志賀島支所、弘支所
3級船 計57隻（きす流し刺し網漁業許可受有者に限る） |
| 6. 操業内容 | 小型機船底曳き網漁業、さわら曳き網漁業は優先
網の上手、下手にポイポイ灯を設置 |



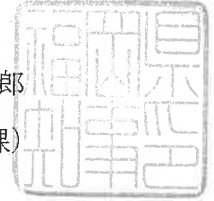


5 漁管第 1 6 2 9 号

令和 6 年 2 月 2 0 日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



漁業法第 9 0 条第 2 項に基づく資源管理の状況等の報告について

このことについて、筑前海区漁協から漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 0 条第 1 項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告があったので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。



漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

令和6年2月20日
漁業管理課漁業調整係

○漁業権者は、その有する漁業権の内容たる漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況について1年に1回以上県知事に報告しなければならない（漁業法第90条第1項、漁業法施行規則第28条第1項）。

○県知事は、報告を受けた事項について、意見を付して1年に1回以上海区漁業調整委員会に報告しなければならない（漁業法第90条第2項、漁業法施行規則第28条第3項）。

○報告をすべき事項（漁業法施行規則第28条第2項）

- 1 漁業権の種類及び免許番号
- 2 報告の対象となる期間
- 3 資源管理に関する取り組みの実施状況
- 4 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 5 団体漁業権にあつては、組合員行使者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 6 その他必要な事項

○筑前海区の漁業権免許状況

- ・ 第1種、第2種共同漁業権 21件
- ・ 第3種共同漁業権 10件
- ・ 第1種区画漁業権 54件

【参考】 漁業権に係る漁業の区分（漁業法第60条）

共同漁業	第1種	藻類、貝類等の定着性の水産動植物を対象とする漁業 (アワビ、ウニ、ワカメなどの採介藻漁業)
	第2種	網漁具を固定して営む漁業 (かご、固定式刺し網、小型定置網など)
	第3種	つきいそ漁業 (石などを投入して漁場を造成して行う釣り漁業など)
区画漁業	第1種	一定の区域内において石、瓦、竹、木等を敷設して営む養殖業 (筏式カキ養殖、延縄式ワカメ養殖など)

令和4年度 漁業権に係る資源管理の状況等の報告状況

報告の対象となる期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	実行使者数 (延べ人数)	資源管理の 取組状況等	評価
共同	筑共第1号	第1.2種	(略)	佐賀県境～糸島市地先	糸島	野北を除く全支所	団体	338	328	○	適切かつ有効
共同	筑共第2号	第1.2種	(略)	烏帽子島(糸島市沖)周辺	糸島	野北を除く全支所	団体	338	18	○	適切かつ有効
共同	筑共第3号	第1.2種	(略)	糸島市～福岡市西区地先	糸島	野北	団体	39	45	○	適切かつ有効
共同	筑共第3号	第1.2種	(略)	糸島市～福岡市西区地先	福岡市	西浦、唐泊	団体	93	93	○	適切かつ有効
共同	筑共第4号	第1.2種	(略)	灯台瀬(糸島市志摩野北沖)周辺	糸島	野北	団体	39	43	○	適切かつ有効
共同	筑共第5号	第1.2種	(略)	長間礁(福岡市西区西浦沖)周辺	福岡市	西浦	団体	59	59	○	適切かつ有効
共同	筑共第6号	第1.2種	(略)	福岡市西区玄界島周辺	福岡市	玄界島	団体	91	50	○	適切かつ有効
共同	筑共第7号	第1.2種	(略)	福岡市西区小呂島周辺	福岡市	小呂島	団体	44	15	○	適切かつ有効
共同	筑共第8号	第1.2種	(略)	福岡湾周辺	福岡市	能古、姪浜、伊崎、福岡、箱崎、奈多、志賀島	団体	188	188	○	適切かつ有効
共同	筑共第9号	第1.2種	(略)	福岡市東区志賀島～古賀市地先	福岡市	奈多、志賀島、弘	団体	97	104	○	適切かつ有効
共同	筑共第9号	第1.2種	(略)	福岡市東区志賀島～古賀市地先	新宮相島	新宮	団体	4	2	○	適切かつ有効
共同	筑共第10号	第1.2種	(略)	新宮町相島周辺	新宮相島	相島	団体	55	34	○	適切かつ有効
共同	筑共第11号	第1.2種	(略)	栗ノ上礁周辺	福岡市	奈多、志賀島、弘	団体	97	97	○	適切かつ有効
共同	筑共第11号	第1.2種	(略)	栗ノ上礁周辺	新宮相島	相島、新宮	団体	59	5	○	適切かつ有効
共同	筑共第11号	第1.2種	(略)	栗ノ上礁周辺	宗像	津屋崎	団体	28	86	○	適切かつ有効
共同	筑共第12号	第1.2種	(略)	宗像市地先	宗像	津屋崎、神湊、鐘崎、大島、地島	団体	412	285	○	適切かつ有効
共同	筑共第13号	第1.2種	(略)	宗像市沖ノ島周辺	宗像	津屋崎、神湊、鐘崎、大島、地島	団体	412	143	○	適切かつ有効
共同	筑共第14号	第1.2種	(略)	岡垣町、芦屋町、若松区地先	遠賀	波津、芦屋、柏原	団体	73	63	○	適切かつ有効
共同	筑共第14号	第1.2種	(略)	岡垣町、芦屋町、若松区地先	ひびき灘	岩屋	団体	48	65	○	適切かつ有効
共同	筑共第15号	第1.2種	(略)	波津白瀬周辺	遠賀	波津	団体	16	12	○	適切かつ有効
共同	筑共第16号	第1.2種	(略)	北九州市若松区地先	ひびき灘	脇田	団体	30	36	○	適切かつ有効
共同	筑共第16号	第1.2種	(略)	北九州市若松区地先	北九州市	脇之浦、若松	団体	78	83	○	適切かつ有効
共同	筑共第17号	第1.2種	(略)	北九州市若松区白島周辺	ひびき灘	脇田	団体	30	20	○	適切かつ有効
共同	筑共第17号	第1.2種	(略)	北九州市若松区白島周辺	北九州市	脇之浦	団体	78	83	○	適切かつ有効
共同	筑共第18号	第1.2種	(略)	北九州市小倉北区馬島、藍島周辺	ひびき灘	藍島	団体	89	311	○	適切かつ有効
共同	筑共第18号	第1.2種	(略)	北九州市小倉北区馬島、藍島周辺	北九州市	平松、馬島、長浜、大里、旧門司	団体	118	118	○	適切かつ有効
共同	筑共第19号	第1.2種	(略)	北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先	ひびき灘	藍島	団体	89	15	○	適切かつ有効
共同	筑共第19号	第1.2種	(略)	北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先	北九州市	平松、馬島、長浜、大里、旧門司	団体	118	304	○	適切かつ有効
共同	筑共第20号	第1.2種	(略)	北九州市若松区地先	ひびき灘	脇田、藍島	団体	119	29	○	適切かつ有効
共同	筑共第20号	第1.2種	(略)	北九州市若松区地先	北九州市	脇之浦、若松、平松、馬島、長浜、大里、旧門司	団体	215	225	○	適切かつ有効
共同	筑共第21号	第1.2種	(略)	洞海湾湾口付近	北九州市	脇之浦、若松	団体	95	21	○	適切かつ有効
共同	筑共第101号	第3種	つきいそ	福岡市西区能古島地先	福岡市	能古	団体	25	8	○	適切かつ有効
共同	筑共第102号	第3種	つきいそ	福岡市西区能古島地先	福岡市	能古	団体	25	8	○	適切かつ有効
共同	筑共第103号	第3種	つきいそ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	弘	団体	33	15	○	適切かつ有効
共同	筑共第104号	第3種	つきいそ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	弘	団体	33	15	○	適切かつ有効
共同	筑共第105号	第3種	つきいそ	福岡市西区玄界島地先	福岡市	玄界島	団体	88	3	○	適切かつ有効

令和4年度 漁業権に係る資源管理の状況等の報告状況

報告の対象となる期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	実行使者数 (延べ人数)	資源管理の 取組状況等	評価
共同	筑共第106号	第3種	つきいそ	福岡市西区玄界島地先	福岡市	玄界島	団体	88	3	○	適切かつ有効
共同	筑共第107号	第3種	つきいそ	福岡市西区玄界島地先	福岡市	玄界島	団体	88	3	○	適切かつ有効
共同	筑共第108号	第3種	つきいそ	福岡市東区奈多地先	福岡市	奈多	団体	15	10	○	適切かつ有効
共同	筑共第109号	第3種	つきいそ	福岡市東区奈多地先	福岡市	奈多	団体	15	10	○	適切かつ有効
共同	筑共第110号	第3種	つきいそ	福岡市東区奈多地先	福岡市	奈多	団体	15	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第1号	第1種	のり	糸島市加布里地先	糸島	加布里	団体	1	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第2号	第1種	のり	福岡市西区姪浜小戸地先	福岡市	姪浜	団体	48	8	○	適切かつ有効
区画	筑区第3号	第1種	のり	福岡市西区姪浜室見川沖	福岡市	姪浜	団体	48	8	○	適切かつ有効
区画	筑区第101号	第1種	わかめ	糸島市二丈鹿家地先	糸島	福吉	団体	58	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第102号	第1種	わかめ	糸島市二丈片山大崎内	糸島	深江	団体	8	6	○	適切かつ有効
区画	筑区第103号	第1種	わかめ	糸島市二丈片山大崎南	糸島	深江	団体	8	6	○	適切かつ有効
区画	筑区第104号	第1種	わかめ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	志賀島	団体	39	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第105号	第1種	わかめ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	志賀島	団体	休業	休業	休業	合理的理由有
区画	筑区第106号	第1種	わかめ	福岡市東区弘地先	福岡市	弘	団体	19	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第107号	第1種	わかめ	福岡市東区勝馬地先	福岡市	弘	団体	19	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第108号	第1種	わかめ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	志賀島	団体	休業	休業	休業	合理的理由有
区画	筑区第109号	第1種	わかめ	福津市津屋崎新川地先	宗像	津屋崎	団体	30	0	○	合理的理由有
区画	筑区第110号	第1種	わかめ	北九州市小倉北区馬島地先	北九州市	馬島	団体	18	0	○	合理的理由有
区画	筑区第111号	第1種	わかめ	北九州市小倉北区馬島地先	北九州市	馬島	団体	18	0	○	合理的理由有
区画	筑区第112号	第1種	わかめ	北九州市門司区大里地先	北九州市	大里	団体	25	5	○	適切かつ有効
区画	筑区第113号	第1種	わかめ	福岡市東区箱崎地先	福岡市	箱崎	団体	10	6	○	適切かつ有効
区画	筑区第114号	第1種	わかめ	糸島市二丈吉井地先	糸島	福吉	団体	58	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第115号	第1種	わかめ	糸島市志摩岐志地先	糸島	岐志	団体	39	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第201号	第1種	小割式魚類	糸島市志摩船越地先	糸島	船越	団体	87	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第202号	第1種	小割式魚類	宗像市大島避難港南	宗像	大島	団体	87	40	○	適切かつ有効
区画	筑区第203号	第1種	小割式魚類	宗像市鐘崎地先	宗像	鐘崎	団体	215	40	○	適切かつ有効
区画	筑区第204号	第1種	小割式魚類	宗像市大島地先	宗像	大島	団体	87	65	○	適切かつ有効
区画	筑区第205号	第1種	小割式魚類	糸島市姫島地先	糸島	姫島	団体	4	4	○	適切かつ有効
区画	筑区第301号	第1種	かき	糸島市二丈松末地先	糸島	加布里	団体	2	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第302号	第1種	かき	糸島市志摩船越地先	糸島	船越	団体	87	8	○	適切かつ有効
区画	筑区第303号	第1種	かき	糸島市志摩岐志地先	糸島	岐志	団体	13	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第304号	第1種	かき	糸島市志摩野北地先	糸島	野北	団体	2	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第305号	第1種	かき	糸島市志摩船越地先	糸島	船越	団体	87	8	○	適切かつ有効
区画	筑区第306号	第1種	かき	糸島市志摩岐志地先	糸島	岐志	団体	13	13	○	適切かつ有効
区画	筑区第307号	第1種	かき	福岡市西区能古地先	福岡市	能古	団体	13	3	○	適切かつ有効
区画	筑区第308号	第1種	かき	福岡市東区志賀島地先	福岡市	志賀島	団体	39	4	○	適切かつ有効
区画	筑区第309号	第1種	かき	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市	脇之浦	団体	78	78	○	適切かつ有効

令和4年度 漁業権に係る資源管理の状況等の報告状況

報告の対象となる期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	実行使者数 (延べ人数)	資源管理の 取組状況等	評価
区画	筑区第310号	第1種	かき	福津市津屋崎地先	宗像	津屋崎	団体	34	16	○	適切かつ有効
区画	筑区第311号	第1種	かき	福岡市西区宮浦地先	福岡市	唐泊	個別	 	 	○	適切かつ有効
区画	筑区第312号	第1種	かき	福岡市西区宮浦地先	福岡市	唐泊	個別	 	 	○	適切かつ有効
区画	筑区第313号	第1種	かき	糸島市二丈深江地先	糸島	深江	団体	8	8	○	適切かつ有効
区画	筑区第314号	第1種	かき	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市	脇之浦	団体	78	78	○	適切かつ有効
区画	筑区第401号	第1種	わかめ・あかもく	宗像市大島地先	宗像	大島	団体	90	8	○	適切かつ有効
区画	筑区第501号	第1種	あわび	福岡市西区玄界島地先	福岡市	玄界島	団体	91	5	○	適切かつ有効
区画	筑区第601号	第1種	ふともづく	宗像市地島地先	宗像	地島	団体	10	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第602号	第1種	ふともづく	宗像市地島地先	宗像	地島	団体	10	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第701号	第1種	わかめ・ふともづく	糸島市志摩芥屋地先	糸島	芥屋	団体	5	5	○	適切かつ有効
区画	筑区第801号	第1種	こんぶ	糸島市志摩芥屋地先	糸島	芥屋	団体	26	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第901号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	54	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第902号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	54	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第903号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	54	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第904号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	54	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第905号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	54	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第906号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	54	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第907号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	54	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第1001号	第1種	真珠	新宮町相島地先	新宮相島	相島	個別	 	 	○	適切かつ有効
区画	筑区第1101号	第1種	かき・魚類	宗像市鐘崎地先	宗像	鐘崎	団体	215	21	○	適切かつ有効
区画	筑区第1102号	第1種	かき・魚類	宗像市地島豊岡地先	宗像	地島	団体	29	25	○	適切かつ有効
区画	筑区第1103号	第1種	かき・魚類	糸島市二丈吉井地先	糸島	福吉	団体	58	9	○	適切かつ有効

第2種共同漁業権漁場計画

免許日：平成25年8月29日 存続期間：平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

免許番号 (筑共)	漁業種類	雑魚 枒網	いか 曲建網	さわら 曲建網	雑魚 曲建網	雑魚 落網	いか 小型 定置網	いか 大謀網	雑魚 大謀網	固 定式 刺網	あ なご うけ	雑 魚 か ご
	漁業期間	1月1日から12月31日	2月1日から12月31日	1月1日から12月31日	〃	〃	〃	2月1日から12月31日	1月1日から12月31日	〃	1月1日から12月31日	〃
	漁業権者(漁業協同組合、支所)											
1号	糸島(野北を除く)	○			○	○	○			○	○	○
2号	糸島(野北を除く)									○		○
3号	糸島(野北)、福岡市(西浦、唐泊)	○			○		○			○	○	○
4号	糸島(野北)				○					○		○
5号	福岡市(西浦)									○		○
6号	福岡市(玄界島)	○			○					○	○	○
7号	福岡市(小呂島)	○			○					○		○
8号	福岡市(浜崎今津、能古、姪浜、伊崎、福岡、箱崎、奈多、志賀島)	○	○		○					○	○	○
9号	福岡市(奈多、志賀島、弘)、新宮相島(新宮)	○	○	○	○	○			○	○	○	○
10号	新宮相島(相島)				○	○				○	○	○
11号	福岡市(奈多、志賀島、弘)、新宮相島、宗像(福岡、津屋崎)				○					○	○	○
12号	宗像、鐘崎	○	○	○	○	○		○		○	○	○
13号	宗像、鐘崎		○		○					○	○	○
14号	遠賀、ひびき灘(岩屋)	○	○	○	○	○				○	○	○
15号	遠賀(波津)			○	○					○	○	○
16号	ひびき灘(脇田)、北九州(脇之浦、若松)	○			○				○	○	○	○
17号	ひびき灘(脇田)、北九州(脇之浦)				○					○	○	○
18号	ひびき灘(藍島)、北九州(平松、長浜、馬島、大里、旧門司)	○			○				○	○	○	○
19号	ひびき灘(藍島)、北九州(平松、長浜、馬島、大里、旧門司)				○					○	○	○
20号	ひびき灘(脇田、藍島)、北九州									○	○	○
21号	北九州(脇之浦、若松)									○	○	○

第3種共同漁業権(つきいそ漁業)の免許の内容

免許日:平成25年9月1日 存続期間:平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

免許番号 (筑共)	漁業権者 漁業協同組合(支所)	漁業種類 つきいそ 漁業時期 1/1~12/31	漁場の位置
101	福岡市(能古)	○	象瀬頂上から真方位298° 33'、250mの点を中心とした半径100m以内の区域
102	福岡市(能古)	○	象瀬頂上から真方位4° 48'、880mの点を中心とした半径100m以内の区域
103	福岡市(弘)	○	弘漁港北防波堤に設置した標柱から真方位297° 17'、820mの点を中心とした半径100m以内の区域
104	福岡市(弘)	○	弘漁港北防波堤に設置した標柱から真方位303°、1220mの点を中心とした半径100m以内の区域
105	福岡市(玄界島)	○	玄界島灯台より真方位42.3°、875mの点を中心とした半径100m以内の区域
106	福岡市(玄界島)	○	玄界島灯台より真方位298°、1700mの点を中心とした半径100m以内の区域
107	福岡市(玄界島)	○	玄界島灯台より真方位304°、2175mの点を中心とした半径100m以内の区域
108	福岡市(奈多)	○	志賀島漁港北防波堤灯台より真方位50°、7825mの点を中心とした半径100m以内の区域
109	福岡市(奈多)	○	志賀島漁港北防波堤灯台より真方位55°、8150mの点を中心とした半径100m以内の区域
110	福岡市(奈多)	○	志賀島漁港北防波堤灯台より真方位56°、8325mの点を中心とした半径100m以内の区域

区画漁業権の内容

① のり養殖業

免許日:平成30年9月1日

存続期間:平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
1号	第1種区画漁業	のり養殖業	9/1-4/30	糸島市加布里地先	糸島(加布里)
2号	〃	〃	10/1-3/31	福岡市西区姪浜小戸地先	福岡市(姪浜)
3号	〃	〃	〃	福岡市西区室見川沖	〃

② わかめ養殖業

免許日:平成30年9月1日

存続期間:平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
101号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈鹿家地先	糸島(福吉)
102号	〃	〃	〃	糸島市二丈片山大崎内	糸島(深江)
103号	〃	〃	〃	糸島市二丈片山大崎南	〃
104号	〃	〃	〃	福岡市東区志賀島地先	福岡市(志賀島)
105号	〃	〃	〃	〃	〃
106号	〃	〃	〃	福岡市東区弘地先	福岡市(弘)
107号	〃	〃	〃	福岡市東区勝馬地先	〃
108号	〃	〃	〃	福岡市東区志賀島地先	福岡市(志賀島)
109号	〃	〃	〃	福津市津屋崎新川地先	宗像(津屋崎)
110号	〃	〃	〃	北九州市小倉北区馬島地先	北九州市(馬島)
111号	〃	〃	〃	〃	〃
112号	〃	〃	〃	北九州市門司区大里地先	北九州市(大里)
113号	〃	〃	〃	福岡市東区箱崎地先	福岡市(箱崎)
114号	〃	〃	〃	糸島市二丈吉井地先	糸島(福吉)
115号	〃	〃	〃	糸島市志摩岐志地先	糸島(岐志)

区画漁業権の内容

③ 魚類養殖業

免許日:平成30年9月1日

存続期間:平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
201号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩船越地先	糸島(船越)
202号	"	"	"	宗像市大島避難港南	宗像(大島)
203号	"	"	"	宗像市鐘崎地先	宗像(鐘崎)
204号	"	"	"	宗像市大島地先	宗像(大島)
205号	"	"	"	糸島市姫島地先	糸島(姫島)

④ かき養殖業

免許日:平成30年9月1日

存続期間:平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
301号	第1種区画漁業	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市二丈松末地先	糸島(加布里)
302号	"	"	"	糸島市志摩船越地先	糸島(船越)
303号	"	"	"	糸島市志摩岐志地先	糸島(岐志)
304号	"	"	"	糸島市志摩野北地先	糸島(野北)
305号	"	"	"	糸島市志摩船越地先	糸島(船越)
306号	"	"	"	糸島市志摩岐志地先	糸島(岐志)
307号	"	"	"	福岡市西区能古地先	福岡市(能古)
308号	"	"	"	福岡市東区志賀島地先	福岡市(志賀島)
309号	"	"	"	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市(脇之浦)
310号	"	"	"	福津市津屋崎地先	宗像(津屋崎)
311号	"	"	"	福岡市西区宮浦地先	福岡市(唐泊)
312号	"	"	"	"	"
313号	"	"	"	糸島市二丈深江地先	糸島(深江)
314号	"	"	"	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市(脇之浦)

区画漁業権の内容

⑤ わかめ・あかもく養殖業 免許日:平成30年9月1日

存続期間:平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
401号	第1種区画漁業	わかめ・あかもく養殖業	10/1-5/31	宗像市大島避難港南	宗像(大島)

⑥ あわび養殖業

免許日:平成30年9月1日

存続期間:平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
501号	第1種区画漁業	あわび養殖業	1/1-12/31	福岡市西区玄界島地先	福岡市(玄界島)

⑦ ふともずく養殖業

免許日:平成30年9月1日

存続期間:平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
601号	第1種区画漁業	ふともずく養殖業	12/1-6/15	宗像市地島地先	宗像(地島)
602号	〃	〃	〃	〃	〃

⑧ わかめ・ふともずく養殖業 免許日:平成30年9月1日

存続期間:平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
701号	第1種区画漁業	わかめふともずく養殖業	10/1-6/15	糸島市志摩芥屋地先	糸島(芥屋)

⑨ こんぶ養殖業

免許日:平成30年9月1日

存続期間:平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
801号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業	10/1-5/31	糸島市志摩芥屋地先	糸島(芥屋)

区画漁業権の内容

⑩ 真珠母貝養殖業

免許日:平成30年9月1日

存続期間:平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
901号	第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)
902号	〃	〃	〃	〃	〃
903号	〃	〃	〃	〃	〃
904号	〃	〃	〃	〃	〃
905号	〃	〃	〃	〃	〃
906号	〃	〃	〃	〃	〃
907号	〃	〃	〃	〃	〃

⑪ 真珠養殖業

免許日:平成30年9月1日

存続期間:平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
1001号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)

⑫ かき・魚類養殖業

免許日:平成30年9月1日

存続期間:平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

免許番号(筑区)	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)
1101号	第1種区画漁業	かき・魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市鐘崎地先	宗像(鐘崎)
1102号	〃	〃	〃	宗像市地島豊岡地先	宗像(地島)
1103号	〃	〃	〃	糸島市二丈吉井地先	糸島(福吉)

第22期第4回響灘連合海区漁業調整委員会

次 第

日時 令和6年2月16日(金) 14:00～

場所 下関漁港ビル2階 研修室

1 開 会

2 挨拶

(1) 来 賓 (水産庁 九州漁業調整事務所)

(2) 会 長

3 議 題

第1号議案 山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書について

第2号議案 しいら漬漁業に関する覚書について

4 その他

報告事項1 令和5年度響灘における山口・福岡両県漁業者交流会の結果について

報告事項2 その他

5 閉 会

山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書(案)

山口、福岡両県の沖合海域におけるいかつり漁業の操業調整について覚書を交わし、両県いかつり漁業者の円滑な操業を図ろうとするものである。

1 目的

この覚書は山口、福岡県における許可等の適用海域で操業するいかつり漁業者が、それぞれの漁業調整規則、委員会指示あるいは許可方針等の諸規制を遵守し、秩序ある操業を確立することを目的とする。

2 基線

この覚書に定める海域を表示する基線は、次のとおりとする。

(1) A 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒（日本測地系：北緯 34 度 2 分 26 秒、東経 130 度 48 分 5 秒）の点（旧第 2 灯浮標）と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、B 線と交わる点（以下、「A 点」という。）以東の線

(2) B 線

福岡県宮若市犬鳴山山頂と福岡県宗像市地ノ島西端とを結ぶ線の延長線のうち、A 点以北の線

(3) C 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒の点（旧第 2 灯浮標）と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、A 点以西の線

(4) D 線

福岡県宗像市沖ノ島北端と長崎県対馬市長崎鼻とを結ぶ線のうち、E 線と交わる点（以下、「B 点」という。）以東の線

(5) E 線

次のイ、ロを結ぶ線の延長線のうち B 点以北の線

イ 長崎県対馬市対馬黒島灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の間接点

ロ 長崎県対馬市舌埼灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の間接点

3 許可等の適用海域

いかつり漁業の許可等にかかる両県知事の適用海域は、それぞれ次のとおりとする。ただし、両県適用海域が重複する海域は共通海域とし、4 の共通海域の取扱いに基づき処理するものとする。

(1) 山口県

A線、C線、D線及びE線の以東、以北の海域とする。ただし、福岡県宗像市沖ノ島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域を除く。

(2) 福岡県

A線及びB線の以西、以南の海域とする。

4 共通海域の取扱い

(1) 集魚灯に使用できる電球の総設備容量の上限は、45キロワットとする。ただし、山口県知事の許可を得た小型いかつり漁船がいかつり漁業の禁止区域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条別表第4のいか釣り漁業に係る禁止区域）以外の海域で操業する場合は、この限りではない。

(2) 山口、福岡両県のいかつり漁船の光力差により操業上の問題が生じた際は、両県は船間距離等の具体的な対策について誠意をもって協議を行うものとする。

(3) 取り締まりは両県で協調しながら行うものとし、その取り決めについては別途協議の上、定めるものとする。

5 有効期間

令和6年4月1日 令和7年3月31日

この覚書の有効期間は、~~令和5年4月1日から令和6年3月31日まで~~とする。

以上のとおり双方の意見の一致を見たので、本書2通を作成の上、両県でそれぞれ保有する。

令和6年2月16日

~~令和5年3月23日~~

山口県農林水産部水産振興課長

澁谷 賢司

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

秋本 恒基

~~土妻 智行~~

付 帯 事 項

令和6年2月16日

令和5年3月23日に締結された「山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書」4の共通海域の取扱い（3）に基づき、共通海域における漁業取り締まりに関する付帯事項として次のことを定める。

- 1 共通海域の取り締まりは、山口県及び福岡県が行う。
- 2 山口県及び福岡県の漁業者には、所属県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は所属県が処理する（事件引継を含む）。
- 3 山口、福岡以外の県の漁業者には、取り締まり県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は取り締まり県が処理する。
ただし、山口、福岡いずれかの県の許可を受けた漁業者には、許可県の関係法令を適用し、違反者は許可県が処理する（事件引継を含む）。

令和6年2月16日

~~令和5年3月23日~~

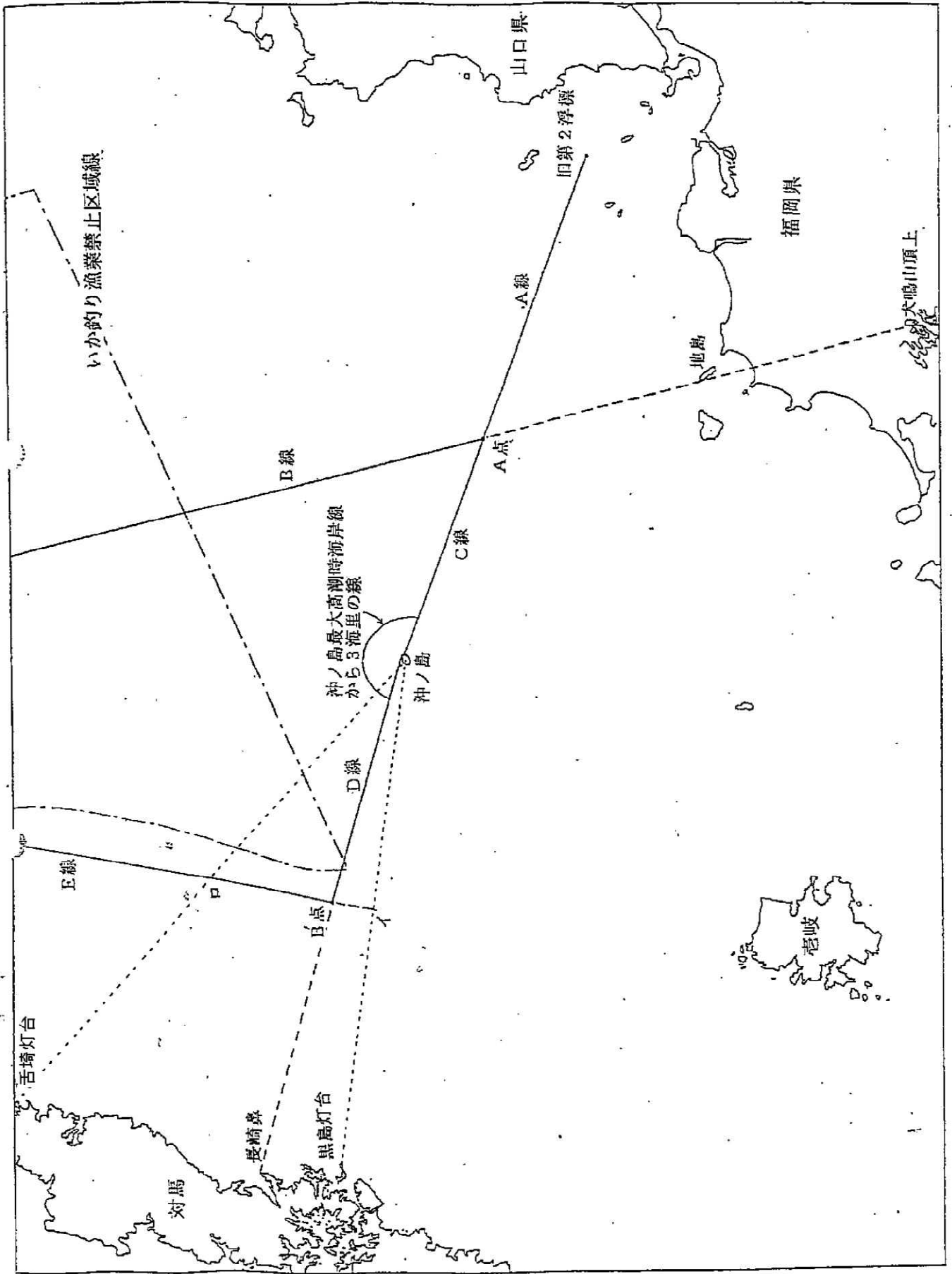
山口県農林水産部水産振興課長

澁谷 賢司

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

秋本 恒基

~~土妻 智行~~



しいら漬漁業の調整に関する覚書

山口・福岡両県におけるしいら漬漁業の調整については、昭和63年3月19日北九州市小倉で開催の響灘連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）において協議したが合意に至らず、委員会の両代表に一任された経緯を踏まえて下関市で両者が協議した結果、下記のとおり合意した。

記

- 1 基線上（沖島山頂から見島北端を結んだ線）沖島東端から6マイル点の行使については、福岡・山口両県が原則として3ヶ年交代行使する。
（昭和63年から昭和65年の3ヶ年は福岡県、昭和66年から昭和68年までは山口県が行使する。）
- 2 期間中に行使すべき県が行使しない場合は、委員会で協議の上、引き続き行使することができる。
- 3 隣接方位は、山口県の磁針方位NWとする。
- 4 行使については、委員会において毎年確認し合う。

以上のとおり合意に達したので、この証として覚書4通を作成し、委員会の両代表が記名・押印の上、両者及び両県事務局が各1通保有するものとする。

昭和63年3月27日

響灘連合海区漁業調整委員会

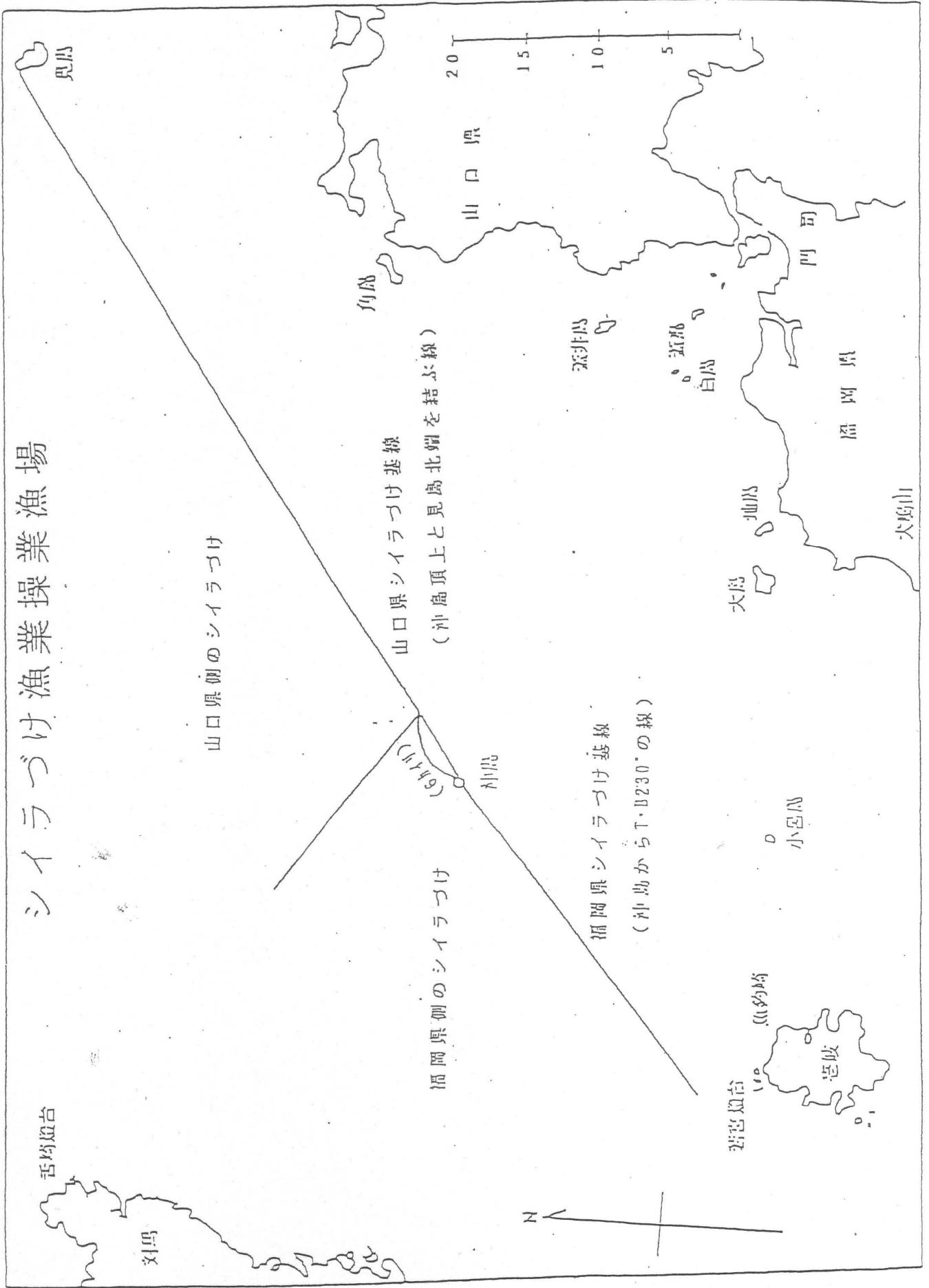
山口県日本海海区漁業調整委員会代表

筑前海区漁業調整委員会代表

寄本 榮太郎

塚原 博

シイラづけ漁業操業漁場



第 43 回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和 6 年 2 月 22 日（木） 13：30～

場 所：TKP 新橋カンファレンスセンター ホール 16D

（東京都千代田区内幸町 1-3-1 幸ビルディング 16 階）

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- （1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- （2）九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について
- （3）有明海ガザミに関する委員会指示について
- （4）広域魚種の資源管理について
 - ① 部会における取組
 - ② トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群
 - ③ 日本海沖合におけるベニズワイガニ
 - ④ 日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ
- （5）その他
 - ① T A C 魚種拡大に向けた検討状況について
 - ② 令和 6 年度資源管理関係予算について
 - ③ その他

4 閉 会

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 75 号（案）の概要

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和 3 年 6 月 1 日から日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）により以下の規制を導入した。
- ① 30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
 - ③ 大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合は採捕を禁止
- (2) 令和 5 年度は、上記③について、令和 5 年 4 月 28 日から 5 月 31 日まで、6 月 18 日から 6 月 30 日まで、7 月 10 日から 7 月 31 日まで、11 月 4 日から 12 月 31 日まで及び令和 6 年 1 月 24 日から 3 月 31 日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和 6 年 4 月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出することとする。

2. 委員会指示第 75 号（案）の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人 1 日あたり 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※陸揚げした日から 3 日以内に水産庁に報告（現行は 5 日以内）

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨を公示する。

エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時期	R6年 4～5月	6月	7月	8～9月	10～12 月	R7年 1月	2～3月
数量	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン	※

※概ね40トンから全海区における令和6年4月1日から令和7年1月31日までの採捕数量の累計を差し引いた数量

(参考) 今年度指示の時期別数量の実績 (令和6年2月1日現在)

時期	R5年 4～5月	6月	7月	8月	9～12月	R6年 1～3月	合計
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	※(6.1トン)	37.4トン
実績	4.4トン	10.6トン	8.1トン	3.9トン	4.3トン	6トン	37.3トン
採捕 禁止	4/28-5/31	6/18-30	7/10-31	—	11/4-12/31	1/24-3/31	

※概ね40トンから全海区における令和5年4月1日から同年12月31日までの採捕数量の累計を差し引き、R4年度の超過分(2.6トン)を差し引いた数量(40-31.3-2.6=6.1)

全海区における令和6年4月1日からの採捕数量の累計が概ね40トンを超えるおそれがある場合：令和7年3月31日まで採捕を禁止する。

(3) 指示の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3. 委員会指示(案)に違反した者への対応について

現行では、「日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第75号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針」に基づき、違反者に対しては、広域漁業調整委員会の会長名での指導文書の発出を行い、再度違反が確認された場合に、大臣に対して裏付け命令の申請をすることとしている。

本委員会指示による規制について3年が経過し、一定の周知・定着が図られていること、指示の有効期間である1年間の中で、より厳格なクロマグロ管理を行っていく観点から、違反が確認された場合は、直ちに裏付け命令の申請ができるようにするもの。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十五号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和六年二月二十二日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。

(3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1) 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、

直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

- (2) 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から三日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量

ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

- (3) 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

- (4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

改正後	改正前
<p>日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第75号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針</p> <p>令和6年2月22日</p> <p>日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第75号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。</p> <p>1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合同等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、<u>当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。</u></p> <p>※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。</p> <p>2. 会長は、上記1の報告を受け、漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。</p> <p>裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。</p>	<p>日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第72号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針</p> <p>令和5年3月14日</p> <p>日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第72号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。</p> <p>1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合同等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。</p> <p>※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。</p> <p>2. 会長は、上記1の報告を受け、必要と認められた場合、<u>当該調査・指導を受けた者に対し、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。</u></p> <p>3. <u>上記2の指導を行った後に、当該指導を受けた者が指導に従わないと見込まれる場合は、再度違反が確認された場合は、漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。</u></p> <p>裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。</p>

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 75 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 6 年 2 月 22 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 75 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。
※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示(案)の概要 (九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理関係)

1 承認制・届出制の実施

- ① 承認制対象船舶: 総トン数5トン以上のとらふぐはえ縄漁船とする。
- ② 承認隻数の上限: 県ごとに承認隻数の上限を定める。

[県別承認隻数上限]

県名	承認隻数上限
山口県	58隻
福岡県	86隻
佐賀県	22隻
長崎県	95隻
熊本県	1隻
広島県	9隻

- ③ 届出制対象船舶: 総トン数5トン未満のとらふぐはえ縄漁船とする。

2 承認番号の表示

承認を受けた者にあつては、船舶の船橋両側の見やすい場所に承認番号を表示する。

3 操業期間の制限

海域を5つに分け、海域及び漁法ごとに休漁期間を設定する。(別紙)

4 小型魚の再放流

全長30cm以下のとらふぐを採捕したときには再放流する。

5 漁獲成績報告書の提出

操業ごとに漁獲成績報告書を記入し、承認又は届出に基づき操業した期間(令和6年9月～令和7年4月)分をまとめて令和7年4月30日までに提出する。

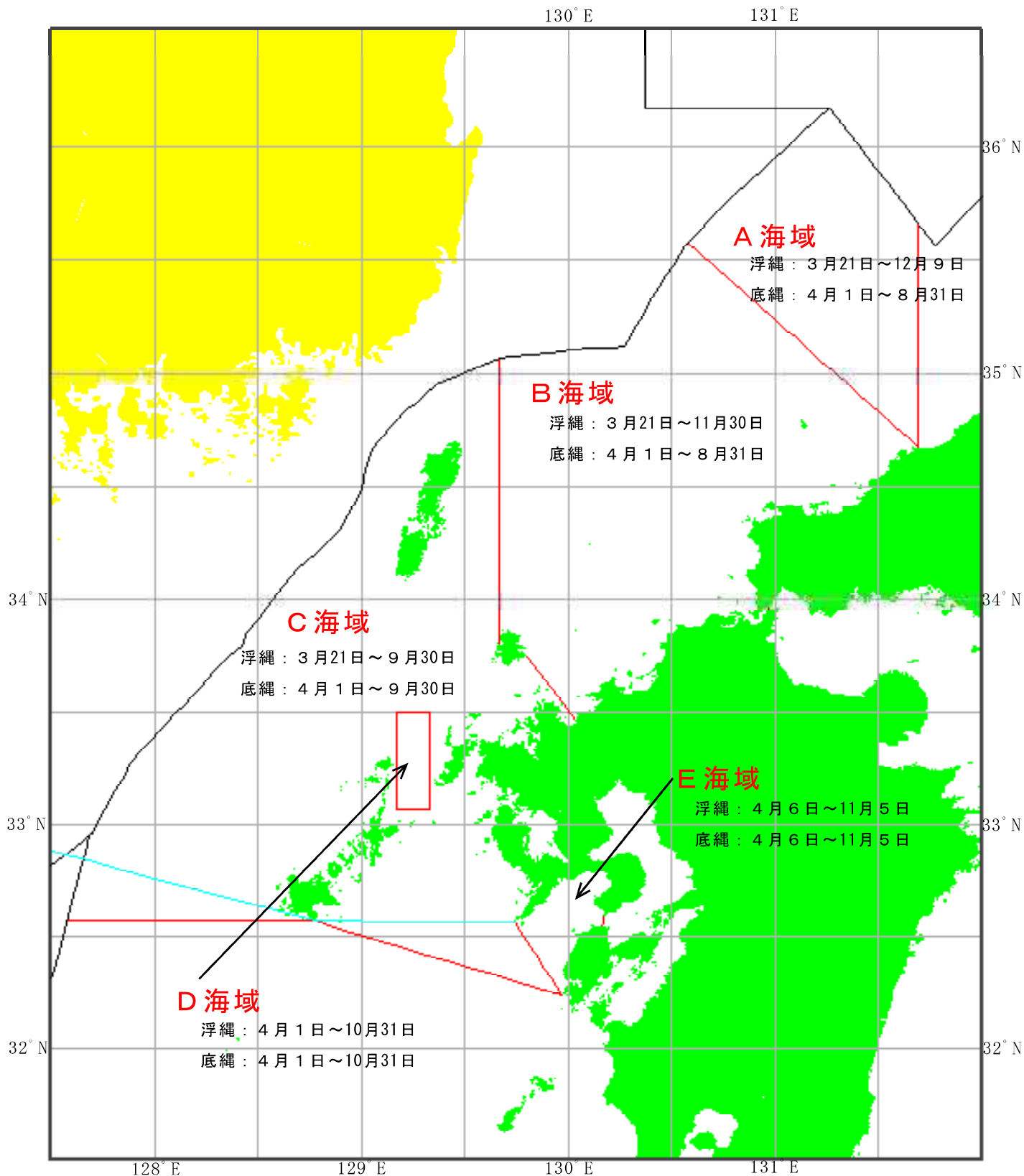
6 指示の有効期間

令和6年5月1日から令和7年5月31日まで

(注: 承認又は届出に基づく操業期間は令和7年4月30日まで)

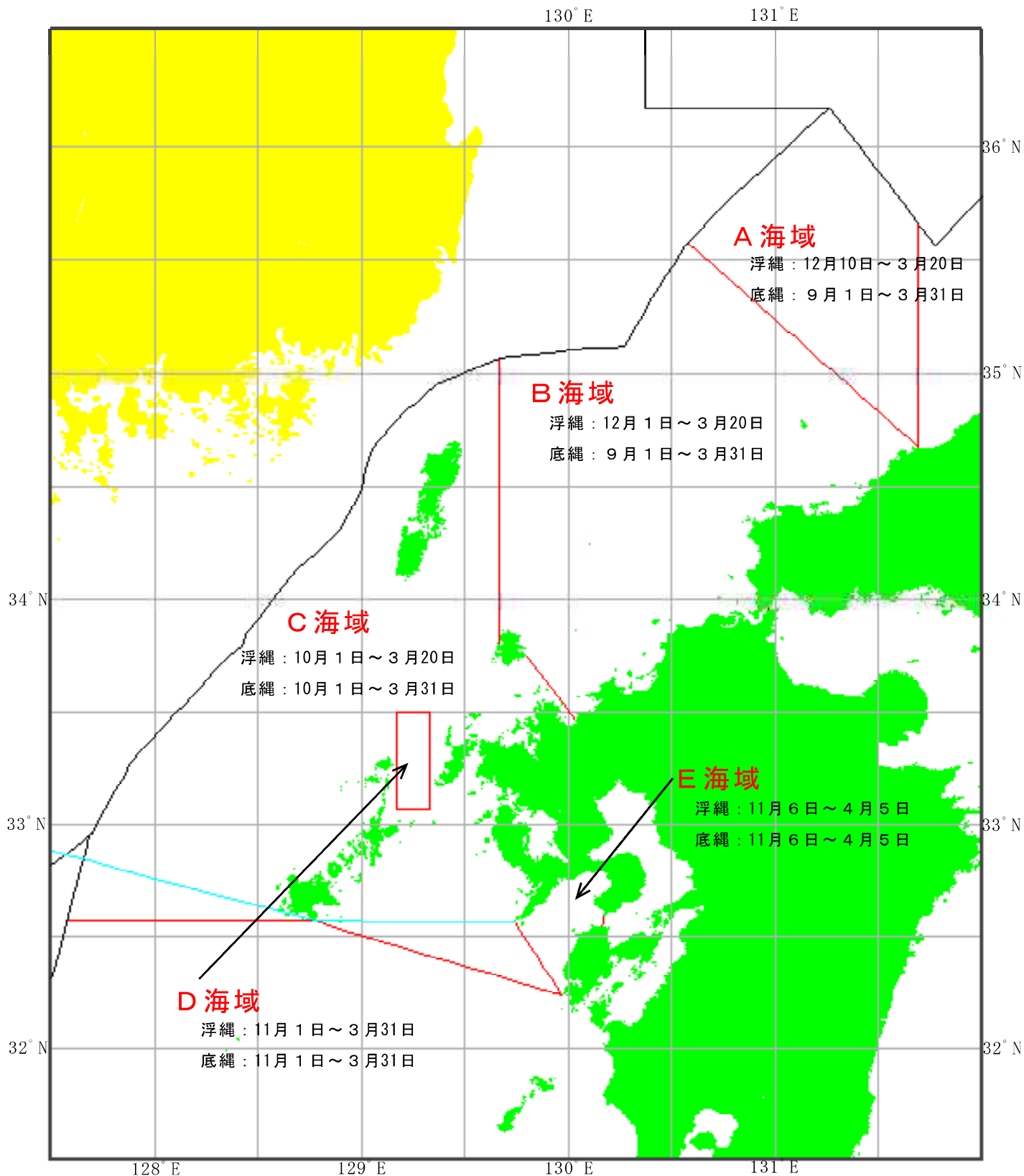
(概念図)

トラフグ広域資源管理方針に係る 各海域の休漁期間



(概念図)

トラフグ広域資源管理方針に係る 各海域の操業期間



日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十六号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

令和六年二月二十二日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による九州・山口北西海域とらふぐはえ縄漁業の承認・届出及び操業期間の制限等に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「規制海域」 東経百三十一度四十一分三十五秒の線以西の海域のうち、熊本県天草市魚貫崎から長崎県五島市富江町笠山崎に至る直線、長崎県五島市富江町笠山崎正西の線及び熊本県天草市魚貫崎正東の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋、瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。
- (2) 「とらふぐはえ縄漁業」 動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業
- (3) 「浮縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中を移動するはえ縄を用いて操業する漁法
- (4) 「底縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中に固定するはえ縄を用いて操業する漁法

2 操業の承認

規制海域において、令和六年五月一日から令和七年四月三十日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認隻数の上限

次の表の上欄に掲げる県ごとに、下欄に掲げる承認隻数の上限を定める。

県名	承認隻数上限
山口県	五十八隻
福岡県	八十六隻
佐賀県	二十二隻
長崎県	九十五隻
熊本県	一隻
広島県	九隻

4 承認証の交付及び備付け義務

- (1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。
- (2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

5 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業に使用してはならない。

6 承認の取消

委員会は、2の承認を受けた者が、この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

7 操業の届出

規制海域において、総トン数五トン未満の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、委員会へ届け出なければならない。

8 操業期間の制限

規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる漁法ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、操業をしてはならない。

区 域	漁 法	期 間
A 海域 北緯三十四度四十分四 十・三秒、東経百三十一度 四十一分三十五秒の点から 北西の線以東の海域	浮 縄	令和六年五月一日から十二月九日 まで及び令和七年三月二十一日から 四月三十日まで
	底 縄	令和六年五月一日から八月三十一 日まで及び令和七年四月一日から四 月三十日まで
B 海域 次に掲げる線以東の規制 海域。ただし、A 海域を除 く。 一 東経百二十九度四十 分の線と長崎県壱岐市 湯本湾の最大高潮時海 岸線との交点（次号に おいて「A点」とい う。）から正北の線 二 A点から長崎県壱岐 市筒城崎に至る直線及 び長崎県壱岐市筒城崎 から佐賀県唐津市神集 島北端を経て佐賀県唐 津市浜崎に至る直線を 結んだ線	浮 縄	令和六年五月一日から十一月三十 日まで及び令和七年三月二十一日か ら四月三十日まで
	浮 縄	令和六年五月一日から八月三十一日 まで及び令和七年四月一日から四月 三十日まで
C 海域 規制海域のうち、A 海域、 B 海域、D 海域、E 海域を 除く海域。	浮 縄	令和六年五月一日から九月三十日ま で及び令和七年三月二十一日から四 月三十日まで
	底 縄	令和六年五月一日から九月三十日ま で及び令和七年四月一日から四月三 十日まで

D 海域 次に掲げる線によって囲まれた海域。 一 北緯三十三度四分の線 二 北緯三十三度三十分の線 三 東経百二十九度十分の線 四 東経百二十九度二分の線	浮縄	令和六年五月一日から十月三十一日まで及び令和七年四月一日から四月三十日まで
	底縄	令和六年五月一日から十月三十一日まで及び令和七年四月一日から四月三十日まで
E 海域 次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域。 一 長崎県長崎市権現山三角点から同県同市大立神灯台に至る直線 二 長崎県長崎市大立神灯台から熊本県天草市魚貫崎に至る直線 三 長崎県南島原市瀬詰崎から熊本県天草市天神山に至る直線	浮縄	令和六年五月一日から十一月五日まで及び令和七年四月六日から四月三十日まで
	底縄	令和六年五月一日から十一月五日まで及び令和七年四月六日から四月三十日まで

(表中の緯度・経度は日本測地系)

9 小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長三十センチメートル以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

10 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者及び7の届出をした者は、当該承認又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

11 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認及び届出等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

12 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年五月一日から令和七年五月三十一日までとする。

水産資源ごとの検討状況（令和6年2月現在）

水産資源	資源管理手法 検討部会	ステークホルダー-会合				備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	
カクチイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	令和5年3月7日	令和5年9月22日	今後開催	
カクチイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
カクチイワシ瀬戸内海系群	令和4年11月21日	令和5年5月30日	令和5年12月15日	今後開催		
ブリ	令和4年7月11日	令和5年10月11日	令和6年3月中旬予定			
ウルメイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
ウルメイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	今後開催			
マダラ本州太平洋北部系群	令和4年3月17日	令和5年3月23日	令和5年8月7日			令和6年7月からTAC管理開始予定
マダラ本州日本海北部系群	令和4年2月25日	令和5年3月9日	令和5年7月4日			令和6年7月からTAC管理開始予定
マダラ北海道太平洋	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月中旬予定			
マダラ北海道日本海	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月中旬予定			
ソウハチ日本海西部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ムシガレイ日本海西部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ヤナギムシガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
サメガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
アカガレイ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催				
ソウハチ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
マガレイ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
ホッケ道北系群	今後開催					
マルアジ日本海西・東シナ海系群	令和4年12月20日	今後開催				
ムロアジ類東シナ海	令和4年12月20日	今後開催				
サワラ瀬戸内海系群	令和5年6月12日	今後開催				
サワラ日本海・東シナ海系群	令和5年7月21日	今後開催				
イナゴ瀬戸内海東部系群	令和5年5月22日	今後開催				
マダイ瀬戸内海中・西部系群	令和4年4月21日	今後開催				
マダイ日本海西部・東シナ海系群	令和4年4月21日	令和5年5月16日	令和6年3月5日			
マダイ瀬戸内海東部系群	令和5年6月12日	今後開催				
ベニズワイガニ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催				
ヒラメ瀬戸内海系群	令和4年2月8日	今後開催				
ヒラメ太平洋北部系群	令和5年4月24日	今後開催				
ヒラメ日本海北部系群	令和5年3月17日	今後開催				
ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群	令和5年3月17日	今後開催				
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	令和5年7月21日	今後開催				
トラフグ伊勢・三河湾系群	令和5年7月21日	今後開催				
キンメダイ太平洋系群	令和4年12月20日	今後開催				
ニギス日本海系群	令和4年2月25日	今後開催				